

改正された健康増進法が

2020年4月1日に

全面施行されました。



なくそう!
望まない受動喫煙。

- 多くの施設において屋内が原則禁煙に
- 屋内での喫煙には喫煙室の設置が必要に
- 喫煙室には標識掲示が義務付けに
- 20歳未満の方は喫煙エリアへの立入禁止

ひろがっています! 望まない受動喫煙対策

2019年7月から、病院や学校、行政機関などで原則敷地内禁煙のルールがスタートしました。
そして、2020年4月、飲食店やオフィス・事業所などでも、原則屋内禁煙となったほか、
20歳未満の方の喫煙エリアへの立入禁止などを加えた改正健康増進法が全面施行されました。

病院や学校・行政機関などは敷地内禁煙

(屋外に喫煙場所設置可)



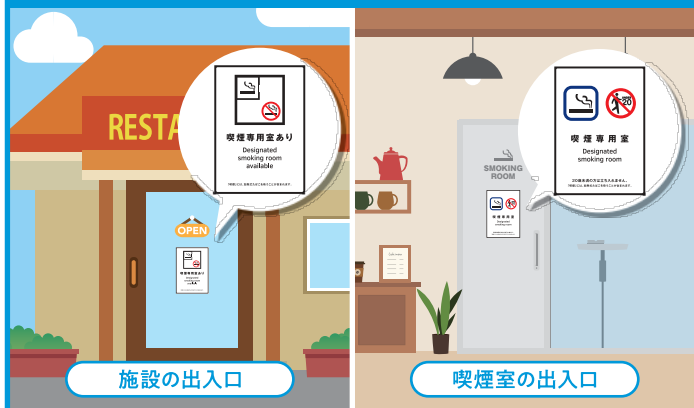
飲食店やオフィスなどは原則屋内禁煙



屋内での喫煙には喫煙室の設置が必要に



喫煙室には標識掲示が義務付けに



20歳未満の方は喫煙エリアへの立入禁止



この標識が目印です

喫煙室には標識掲示が義務付けられます。
設置区分によって標識を定めているので、お店に入るときにチェックしてみてください。

喫煙専用室あり



「施設」の出入口に貼るもの

喫煙専用室



「喫煙室」の出入口に貼るもの

○喫煙が可能
×飲食など不可
施設の一部に設置可

加熱式たばこ専用喫煙室あり



「施設」の出入口に貼るもの

加熱式たばこ専用喫煙室



「喫煙室」の出入口に貼るもの

▲加熱式たばこに限定
○飲食など可能
施設の一部に設置可

名古屋市健康福祉局健康部健康増進課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話: 052-972-4058 FAX: 052-972-4152
(8:45~17:30 土日祝日、年末年始除く)

名古屋市 受動喫煙

<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000024729.html>
QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です▶



QRコードで
簡単アクセス